

研究主題

特別支援教育の在り方

～養護学校がセンター的役割を担うために～

要約： 現在日本では、特殊教育から特別支援教育への転換を図っている。その中で、盲・聾・養護学校が特別支援教育のセンター的役割を担う学校(仮称:特別支援学校)として機能することが求められている。センター的役割とは何かを具体的に挙げ、現状を調査した。その役割を担うためのキーパーソンである「特別支援教育コーディネーター」の役割や資質・技能、様々な人や機関とのコーディネーションを行う関係を明らかにした。「盲・聾・養護学校の専門性」について調べ、肢体不自由養護学校を訪れた教員や保護者等からニーズを知り、専門性向上のための方法を考察した。

1. 主題設定の理由

『盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領』(平成 11 年)によれば、「各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特殊教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と記され、『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』(平成 15 年 3 月)では、「盲・聾・養護学校から特別支援学校への転換に向け、障害種にとらわれない学校設置を制度上可能にするとともに、地域において小・中学校等に対する教育上の支援(教員、保護者に対する相談支援など)をこれまで以上に重視し、地域の特別支援センター的役割を担う学校として「特別支援学校(仮称)」の制度に改めることについての具体的な検討が必要である」と記されている。

センター的役割とは具体的にどのようなことであり、なぜそのような役割が求められているのか、地域や障害のある児童生徒及びその保護者から養護学校に求められている専門性とはどのようなことであるか等について、調査・研究・考察することで、これからの特別支援教育の在り方を探る一助としたい。

2. 研究の目的

盲・聾・養護学校がセンター的役割を担うということとはどのようなことなのかを、調査・研究・分析し、その役割を担うための盲・聾・養護学校の在り方を探る。

3. 研究の方法

- (1) 特殊教育から特別支援教育へと転換することになった経緯を知るため、障害者施策と障害児教育の変遷について、文献やWebページで調べる。
- (2) 県内や全国における盲・聾・養護学校のセンター的役割に関する現状を、Webページで調べたり、県内の盲・ろう・養護学校の担当者等への聴き取り調査をしたりする。
- (3) センター的役割を担う際のキーパーソンとなる特別支援教育コーディネーターの役割や求められる資質・技能について文献等で調べる。

- (4) 盲・聾・養護学校のセンター的役割の充実と関連がある「専門性」について文献等で調べる。

4. 研究の内容

(1) 障害者施策と障害児教育の変遷

わが国では、1878 年(明治 11 年)盲教育が開始され、101 年後の 1979 年(昭和 54 年)に養護学校の義務制が始まった。1949 年(昭和 24 年)身体障害者福祉法が制定され、その 10 年後には障害者年金が支給された。1970 年(昭和 45 年)心身障害者対策基本法が制定され、知的障害や精神障害も障害者としての福祉を受けることができるようになった。

その頃世界では、1975 年アメリカ合衆国で『IEP(個別教育計画)』の設定が義務付けられた。1981 年イギリスでは『Special Educational Needs [特別な教育的ニーズ]』の中で、子どもを取り巻く環境の整備、早期教育の重要性、統合教育を目指すこと等が求められるようになった。1993 年国連『障害者に関する世界行動計画』に続く取り組みとして、国連アジア太平洋社会経済委員会(UNESCAP)において『アジア太平洋障害者の十年』が採択された。

1994 年ユネスコの『サマランカ宣言』で、「万人のための教育(education for all)」が提唱された。それをきっかけにすべての子どもを包み込むインクルージョン教育への動きが世界的に起こり、障害児教育における大きな転換と結びついた。WHOでは 2001 年に ICF(国際生活機能分類)が採択された。そこでは、「環境因子」という観点を位置付けており、障害の問題が社会的な問題であることが明確にされた。

それらの流れを受けてわが国では、1993 年(平成 6 年)に『障害者基本法』を制定した。これは「身体障害」「知的障害」「精神障害」をまとめて「障害」とした初めての法律であった。教育の分野では「通級による指導」が実施されるようになった。

1998 年(平成 11 年)学習指導要領が改定された後、『21 世紀の特殊教育の在り方に関する最終報告』や『今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)』

が出された。これまでの特殊教育は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、言語障害、情緒障害、病弱および身体虚弱、肢体不自由を対象としていたが、特別支援教育では、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）高機能自閉症などの軽度発達障害も加えることとなった。これは、通常学級に在籍する障害ある児童生徒への教育的支援を示している。この大きな変化に対応していく教育体制整備と関連して『特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）』が2004年（平成16年）12月に出された。時を同じくして、軽度発達障害等の脳機能の障害を対象とした『発達障害者支援法』が策定され、軽度発達障害等がある人への法律上での整備が進められてきた。

この10年で、世界的な流れを受けて日本でも、障害のある人や子どもを取り巻く環境や障害に対する考えが大きく変化しているのである。

(2) 盲・聾・養護学校のセンター的役割に関する現状

センター的役割とは何か

センター的役割の内容については「21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）」の中で初めて記された。独立行政法人国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究等を参考にし、以下の図で示した通り、7つの役割が挙げられると考えた。

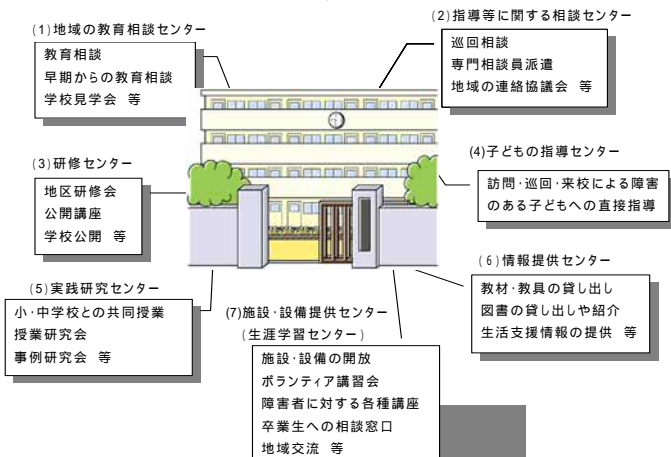


図1 センターの役割の内容

石川県におけるセンター的役割に関する現状

石川県の特別支援教育の状況

盲・ろう・養護学校に在籍する児童生徒数は、ここ10年横這いである。一方、小・中学校の特殊学級児童生徒数の方は増加傾向にある。平成7年度と平成16年度を比較すると、児童生徒数は2倍以上、学級数は約4倍となっている。

盲・ろう・養護学校におけるセンター的役割に関する現状

A. 校内体制の現状

センター的役割に関する内容が、校務分掌上で明確に位置付けられ始めていた。

実際に、各学校の担当者に活動の様子を尋ねると、センター的役割に関する学校毎の取り組みに違い

があることや、その取り組み内容が担当者以外の教員へ十分に浸透していないことが伺えた。

B. 「特殊教育拠点化事業」に関する調査

県内全12校を訪問し、各校の担当者等に直接話を聴き、記録等を閲覧して調査を行った。

「地区研修会」に関する調査

「地区研修会」とは各学校が主体となって開催し、関係機関や小・中学校等へも参加を呼びかける研修会である。各学校が研修会を開催する際に配慮したポイントは下記の通りであった。

- ・研修会の内容に地域のニーズを反映する。講演会だけでなく、演習や実習、教材等の紹介や作成等、参加型のものも実施する。
- ・養護学校同士で連携し、調整する。
- ・地域の関係機関には、直接、研修会案内を配布したりや電話等で連絡したりする。町報や市報、ケーブルテレビやFM等を利用し、広く多くの人に知らせる。
- ・アンケートを学校評価と関連付ける。記名を促し、次の関係づくりへつなげる。
- ・保護者にも参加を呼びかけ、参加しやすい環境を整える。

「専門相談員派遣」に関する調査

障害のある子の担任及び保護者等の要望に応じて専門相談員を派遣し相談に応じるものである。

昨年度と今年度の同時期の派遣回数と比較すると、約1.6倍に増えている。この事業が地域に浸透してきていることと求められていることが伺える。増えた割合の高い所は、知的障害や肢体不自由養護学校であった。

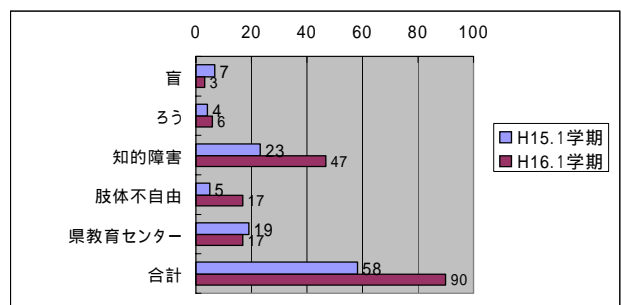


図2 専門相談員派遣実施状況

「障害のある子の早期教育支援」に関する調査

拠点となる養護学校（小松・明和・七尾）には幼児教育相談室が設置されている。いずれの学校も、子どもの発達や子どもとの関わりなどで悩んでいる保護者の思いを聴き、受け止めることを大切に考え取り組んでいた。幼児の通級指導を行っている学校もあった。

C. 肢体不自由養護学校における教育相談について

盲・ろう・養護学校では教育相談が行われている。その実状を知るため、在籍校である石川県立養護学校で教育相談に関する調査を行った。

石川県立平和町養護学校は昨年度と比べ、教育相

談等の件数が大幅に伸びた。特別支援教育コーディネーターに聴き取り調査を行い、その要因を探った。石川県立養護学校における平成 15 年度の教育相談件数及び障害種調べ

相談依頼児の障害は肢体不自由だけではなく、知的障害やアスペルガー症候群、自閉症等があった。知的障害養護学校へつないだケースもあった。教育相談件数が伸びた平和町養護学校の調査

教育相談等の件数が伸びた要因として、大きく 4 点が挙げられる。

1 点目は、センター的役割の中核を担う相談支援課が新設されたことである。このことは指名された 3 名の特別支援教育コーディネーターや教育相談担当者等を動きやすくした。

2 点目は全国心身障害児福祉財団の事業を委託され、企画・運営していることである。事業を通じて、障害のある子やその保護者と出会い、関係をつくり、ニーズを知る。そこから、それに応える内容の事業を企画するよう心がけていた。

3 点目は能登北部保健福祉センターの珠洲地域センターが行っている「心身障害児に関する教育保健相談事業」へ特別支援教育コーディネーターを派遣していることである。保健や医療、福祉機関と連携しながら行うことで、幅広いネットワークづくりに努めていた。

最も大きい要因は、特別支援教育コーディネーターが積極的に動き、個人のつながりから、学校としてのつながりへと広げることを意識し、連携や協働を行っていたことである。

(3)特別支援教育コーディネーターについて

校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役や、保護者に対する学校の窓口としてコーディネーター的な役割を担う者を学校の校務に位置付け、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図ることが重要であるとの考えの下、特別支援教育コーディネーターが位置付けられることとなった。

役割

盲・聾・養護学校の特別支援教育コーディネーターの役割として、文献等を参考にし、5 項目にまとめた。

）校務分掌等の連絡・調整を行い、盲・聾・養護学校のセンター的機能の業務の推進に関して、校内の連絡調整を図る中心的な役割を担う。

）小・中学校に在籍する児童生徒の保護者との教育相談の窓口としての役割を担う。

）小・中学校への支援の中では、小・中学校等に在籍する児童生徒の支援に関して、専門相談員派遣や研修資料の提供、教材教具等の貸し出し、学級担任等との相談の実施、児童生徒への直接指導や研修会のための講師派遣等の窓口としての役割を担う。

）地域内の特別支援教育を推進するため、教育、医

療、福祉等の関係者からなるネットワークの運営について中心的な役割を担う。

）地域の特別支援教育を推進する際、その核としての関係機関との連絡調整や、校内の連絡調整、校外からの要請等、必要に応じて、関係機関との連絡調整を行う窓口としての役割を担う。

求められる資質・技能

）連絡・調整に関することとしては、校内における特別支援教育体制の構築・整備や、地域における関係機関とのネットワークの構築、協力関係を推進するための情報収集、情報共有を進める力、ネットワーク構築力、交渉力や人間関係調整力、ファシリテーション能力、状況判断能力、マネジメント推進力等の資質・技能が求められる。

）特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者の理解に関することとして、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する知識（特に LD、ADHD 等の軽度発達障害）や児童生徒、保護者、担任との相談に応じるカウンセリングの技術等が求められる。

）障害のある児童生徒など教育実践の充実に関することとして、障害のある児童生徒の教育に関する法令や教育課程や指導方法（LD、ADHD 等の軽度発達障害）に関する専門的な知識や個別の教育支援計画の作成・実施・評価に関する、少人数指導や個別指導などチーム・ティーチングの活用や情報収集力と判断力等求められる。

特別支援教育コーディネーターの動き

各学校での調査、学校管理計画、特別支援教育コーディネーターについて書かれている文献等を基に、養護学校校内を中心とした、関係機関との関わりを示した図を作成した。

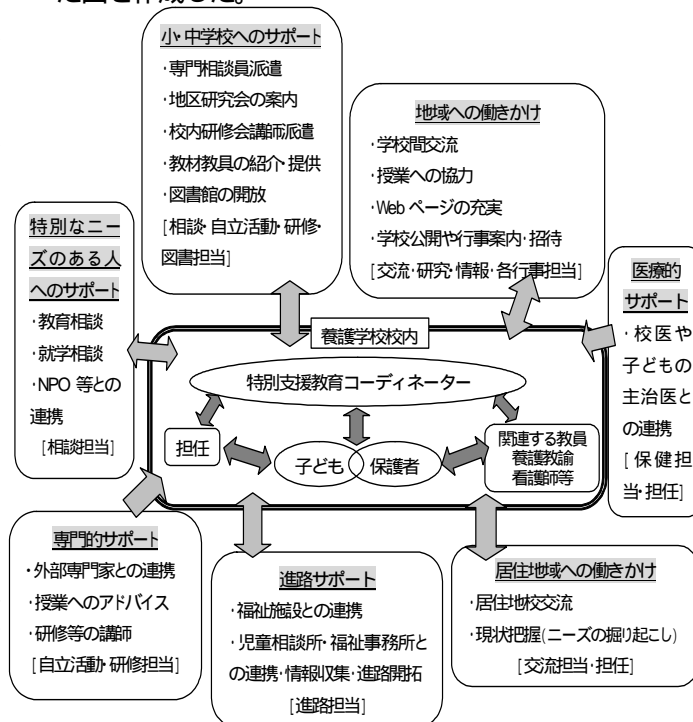


図 3 特別支援教育コーディネーターによるコーディネーション

(4) 盲・聾・養護学校の「専門性」について

盲・聾・養護学校教員の専門性の要素

「特別支援教育 3」と「特殊教育ほっかいどう第41号」をもとに、専門性の要素を挙げた。

- ・障害種別に応じた知識・技術
- ・児童生徒等の理解のための知識・技術
- ・個に応じた指導のための知識・技術
- ・カウンセリング等に関する知識・技術
- ・様々な分野の人との協調性とマネジメント能力
- ・軽度発達障害に関する知識・技術
- ・多様な実態の児童生徒等に適切に対応できる人間性
- ・コンピュータ等の知識・技術

盲・聾・養護学校に求められる専門性

石川県立養護学校の地区研修会に参加した小・中学校の教員等や、体験入学等に訪れた保護者へのアンケートから、求められている専門性とは何かを調査した。

）養護学校から受けた支援

障害に応じた指導や児童生徒の問題行動に対する指導、遊びや日常生活の指導についての知識や技術等の支援を受けたいと思っていることがわかった。

）養護学校から得たい情報

小・中学校教員等は障害に対する知識や、障害に応じた指導法という専門的な知識に関する情報を得たいと思っている人が多かった。

保護者は、障害に応じた指導等の専門的知識に加え、支援費制度等の福祉制度や進路に関する情報も知りたいと思っていた。

）養護学校により充実してほしいこと

体験入学等で来校した保護者が、養護学校により充実してほしいとして、卒業後の支援や福祉機関との交流・連携を挙げている人が多かった。また未就学児の保護者もいたが、就学前から将来のことを考えていることがわかった。

専門性の向上

上記のようなニーズに応えるためには、学校として必要な専門性を見極めた上で、計画的に研修会等を企画することが必要である。その方法は、学校の実情により異なるが、考えられる例を次に挙げる。

）様々な知識・技術・能力の向上と関連して

外部講師を交えての研修会や校内外の教員同士の研修会の実施

講師に、実際の授業や子どもとの関わり方、学習環境等を見てもらい、具体的な指導や助言を受け改善する。講師や他の教員と、発達検査や行動観察、情報機器、カウンセリング等についての演習や実技・実習を行ったり、実践的・実地的な方法を取り入れた事例研究会や授業研究等を行ったりする。

校内外での各種研修会や講習会への参加と伝達講

習の実施

盲・ろう・養護学校は、学校内外での研修会や講習会への教員の参加を奨励する。研修会等に参加した教員は校内で伝達講習を行い、そこで学んだものを還元すると共に、自分自身への知識・技術能力の定着に努める。

保護者のニーズが多い福祉等の情報は、校内全体に周知し、ニーズに対応できるようにする。

福祉施設等の見学の実施

福祉施設等との関係づくりにつなげることも考え、様々な福祉施設や、卒業生等の様子を見学する。福祉の状況を体感し、知見を深める。

）人間性の向上と関連して

障害のある人等の講話を聞いたり、福祉施設等での実習に参加したりすることにより、人間性の向上に努める。

5. まとめと今後の課題

(1) まとめ

センター的役割を担うということは、養護学校がもっている特色や与えられる専門性を明確にし、障害のある子どもやその支援者である保護者及び小・中学校教員等のニーズに応え、より地域に根ざした学校づくりを進めることである。

盲・聾・養護学校の教員一人一人が、特別支援教育への理解を深め、専門性の向上に努めることは、盲・聾・養護学校内の教育活動の充実につながる。

養護学校の特別支援教育コーディネーターが活発に動くことは、養護学校のセンター的役割を広く浸透させることになり、校内外との連携や協働を進める。盲・ろう・養護学校は、福祉・医療・教育等の関係機関に連携や協働を働きかけ、互いに障害のある子どもの支援者であるという立場のもと、子どもを中心とした話し合いが行える関係づくりに努める。

(2) 今後の課題

センター的役割を推進するための校内体制の整備

盲・ろう・養護学校は、研修等で、校内の教員にセンター的役割に関する共通理解を促し、それを担うという意識を形成するよう努める必要がある。センター的役割を推進し、充実・向上するという視点から、特別支援教育コーディネーター等が活動しやすい校内体制の整備を進めるために、今後、校内研修会等を通してセンター的役割についての理解を拡げていきたい。

連携や協働を推進するためのネットワークづくり

盲・ろう・養護学校は、連携や協働を進めるために、関係機関に関する施策等を知り、現状を把握し、理解する必要がある。その上で、ニーズをふまえたネットワークづくりへの積極的な働きかけをしたり、関係機関からの働きかけに応じたりするよう努め、ネットワークを拡げ深めていきたい。